

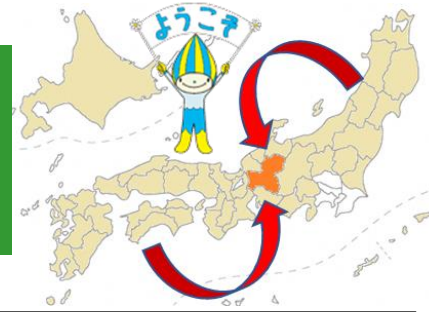
岐阜県に林業就業で移住される方へ！



岐阜県内へ移住し、林業に就業する方を応援します！

支援金の額

単身者：60万円、世帯：100万円



申請対象者

東京圏からの移住支援事業（※1）に該当しない方が岐阜県内に移住して、就業先が「森のジョブステーションぎふ」において求人登録されている林業事業体に就業した方（※2）。

詳しい要件は裏面をご確認ください。

※1 東京圏からの移住支援事業とは？

⇒東京23区（在住者又は通勤者）から岐阜県へ移住し、都道府県が選定した中小企業等の求人に応募し就業した方、専門人材として県内企業に就業した方、テレワークで就業継続する方、市町村の関係人口として認められた方、又は社会的事業分野で起業した方に対して、移住支援金（単身者：60万円、世帯100万円）を支給する制度です。

※詳しくは、【公式】岐阜県への移住・定住ポータルサイト「ふふふぎふ」の移住支援ページを参照ください。
URL： https://www.gifu-iju.com/support_prefecture/



※2 森のジョブステーションぎふの求人登録とは？

⇒岐阜県では、「森のジョブステーションぎふ」のホームページ内に林業就業移住支援金の対象求人を掲載しています。詳しくは下記サイトを確認ください。

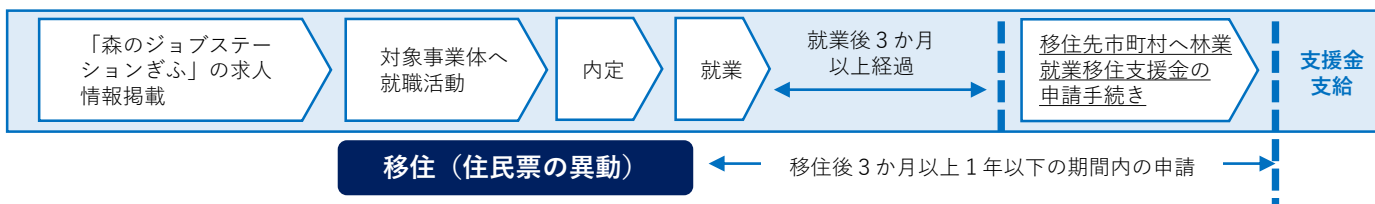
求人情報サイトURL： <https://m-job.net/recruit/>

森ジョブぎふ で 検索



林業就業移住支援金の交付までの流れ

申請のタイミングにご注意ください！



林業就業移住支援金の対象 チェックリスト

(支給対象者)

- 次に掲げる要件に該当しないこと。
 - 岐阜県が行う「東京圏からの移住支援事業」に該当しないこと。
- 以下のいずれにも該当すること。
 - 県内の市町村への転入後3か月以上1年以下の期間内に移住支援金の支給申請をしていること。
 - 転入先の市町村に、移住支援金の支給申請日から5年以上、継続して居住すること。
 ⇒ **5年以内に転出した場合、支援金の返還対象となりますのでご注意ください。**
 - 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - 日本人であること、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
 - 就業先が、「森のジョブステーションぎふ」で求人登録されている林業事業体であること。
 - 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象企業等に就業し、支給申請時において当該企業等に連続して3か月以上在職していること。
 - 上記求人への応募日が、「森のジョブステーションぎふ」において求人が掲載された日以降であること。
 - 就業先の林業事業体等に移住支援金の支給申請日から3年以上、継続して勤務すること。
 ⇒ **3年以内に離職又は林業事業体以外に転出した場合は、支援金の返還対象となりますのでご注意ください。**
 - 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

◎支援金の申請は移住先の市町村に行ってください！

「林業就業移住支援金」の申請は、移住先の市町村（林務担当課等）へ申請を行っていただくことになります。
 申請に必要な書類等については、移住先の市町村から入手してください。
 なお、「林業就業移住支援金」を受けられるには、移住先の市町村において当該支援金の予算措置されている必要があります。
 予算措置されているかの確認は、上段の問合せ先まで気軽にご相談ください。



森のジョブステーションぎふのポータルサイトでは、林業の就業先や各種支援メニューの紹介、森のしごとストーリーなど、ぎふに暮らし林業で働くみなさんを応援する情報が満載！是非、ご覧ください！！



岐阜県移住定住ポータルサイト「ふふふぎふ」では、先輩移住者へのインタビューや、子育て、医療などの暮らしに役立つ情報へのリンクを掲載しています。

森のジョブステーションぎふ

岐阜に移住しませんか？ **ふふふぎふ** 365 岐阜県